

税 務 調 査 省 略 の た め の 書 面 添 付 制 度 の ご 案 内

書面添付制度とは

税理士が確認・検討・判断した内容・見解等を記載した書面を確定申告書に添付するものです。

国税当局がこの添付がある申告に税務調査を行うときは、事前に税理士に対して意見聴取をし、その結果、必要がないと認められた場合には実地調査が省略されることになっています。(税理士法33条の2)

通常の場合、実地調査には最低 2～3 日程度の社長・幹部社員等の対応、会計事務所への追加報酬、追加納税の負担が発生しますので、この負担を軽減する効果が見込めます。

料金

・月額会計報酬の20%・調査になった場合は無料対応(※)

(※) 事前事後対応3日分・18万円(税別)まで。税理士法人ASCでは、9割超の税務調査はこの範囲内で終了しています。調査を避けられなかった場合にも、ご負担が軽減されます。

ご注意

- ・添付書面には、事実と異なることを記載できません。
- ・資料提供・保管が不十分、納税意識が低い等の場合、お任せいただくことはできません。
- ・書面添付があっても、強制調査、無予告調査の場合は、意見聴取を経ずに実地調査が行われます。

データで見る効果：法人税

① 法人税の実地調査割合 2.0%

② 書面添付のある申告書のうち実地調査になった割合 1.2%

① 62千件(令和4事務年度法人税等の調査実績の概要)

÷ 3,128千件(令和4事務年度法人税等の申告(課税)実績の概要)

② 1,470件 ÷ 全115,441件「第7回税理士実態調査報告書」(令和7年2月日本税理士会連合会)

①の分母 = 活動がほとんどない法人を含む全申告法人

②の分母 = 税務署に積極的に活動を報告する法人
より、数値の差以上の効果があると考えられます。